

地籍調査Q & A

Q1. 地籍調査で民地と民地の境界も、市が決めてくれるのですか。

A 地籍調査は、あくまでも隣接土地所有者同士で決めた境界を確認し調査を行うもので、市が民々境界を決定することは出来ません。よってあらかじめ関係者の間で境界の確認をお願いいたします。

Q2. 一筆地調査の立会は、必ず行かなければならないのですか。

A 境界の立会が行われない場合は、その土地について「筆界未定」となり、その旨が土地登記簿に記載されます。そうすると今後の登記申請等に制限を受けることになるため、できる限りご協力いただけるようお願いいたします。

Q3. 当日、どうしても都合が悪く立会に行けない場合はどうすればよいですか。

A どうしても当日に出席できない場合は、委任状を作成し、代理人に立会していただくようお願いいたします。

Q4. 登記簿の面積と調査による面積が異なっている場合、調整を行ったりするのですか。

A 地籍調査においては、土地所有者のみなさんが現地立会いでお示しいただいた境界を確認し、測量を行うこととなります。

従って、その調査や測量の結果に基づいて面積が算出されることとなりますので、登記簿の面積と異なったとしても、登記簿の面積と調査後の面積を一致させるような調整を行うことはありません。

Q5. 一筆地調査のときに、所有者等の立会がなぜ必要ですか。

A 所有者の立会は、正確でかつ所有者等の納得のいく現地調査を実施するためになされるものであって、境界を確認するための地図等の資料が十分に整備されていない現状においては、境界の調査に欠くことのできないものです。